

令和六年十月二十八日（号外第二百五十一号）
公布厚生労働省令第四百四十四号（雇用保険法施行
規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二ページ改正後欄五行目の次に次を加える。
（被保険者となつたことの届出）

第六条（略）

2・3（略）

4（略）

一・二（略）

三 第一項に規定する期限から起算して過去三
年間に法第十条の四第二項（法第六十一条の
六第五項において準用する場合を含む。）の規
定による納付の命令を受けたことその他これ
に準ずる事情があつたと認められる場合

四（略）

5～12（略）

同ページ改正前欄五行目の次に次を加える。
（被保険者となつたことの届出）

第六条（略）

2・3（略）

4（略）

一・二（略）

三 第一項に規定する期限から起算して過去三
年間に法第十条の四第二項（法第六十一条の
六第二項において準用する場合を含む。）の規
定による納付の命令を受けたことその他これ
に準ずる事情があつたと認められる場合

四（略）

5～12（略）

正 誤	
<p>令和六年九月三十日（号外第二百二十七号）公 布文部科学省令第二十八号（学校法人会計基準の 一部を改正する省令） （原稿誤り） 七七ページ改正後欄終りから三行目から一行目 は次のとおりの誤り。</p>	<p>とする。</p>

<p>改正後欄同法第六十一条 の六第五項</p>	<p>改正前欄同法第六十一条 の六第二項</p>
<p>改正後欄同法第六十一条 の六第二項</p>	<p>改正前欄同法第六十一条 の六第二項</p>
<p>改正後欄第十三号</p>	<p>改正前欄第十三号</p>
<p>改正後欄第十三号</p>	<p>改正前欄第十三号</p>

令和六年十二月二十七日（号外第三百四号）厚
生労働省告示第三百八十号（生物学的製剤基準の
一部を改正する件）
（印刷誤り）

一六 改正前欄行頭を一字上げる。
終りから
一三